

国立大学法人琉球大学ダイバーシティ推進本部規則

平成27年3月25日
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人琉球大学組織規則第18条第2項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学ダイバーシティ推進本部（以下「推進本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「ダイバーシティ」とは、日本語で「多様性」を意味する。この規則において「ダイバーシティ推進」とは、大学の人的資源における人種、性別、国籍、障がいの有無及び年齢等の多様性を高め、国立大学法人琉球大学（以下「本学」という。）の全ての構成員にその個性と能力を最大限に発揮させ、組織の活力を向上させる体制を整備することをいう。

(目的)

第3条 推進本部は、本学の基本理念と男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の趣旨に則り、学長の主導により、ダイバーシティを推進することで、本学の組織の活性化や教育・研究力の向上に資することを目的とする。

(業務)

第4条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ダイバーシティ推進に係る基本方策に関すること。
- (2) ダイバーシティ推進の方策の企画、立案及び実施に関すること。
- (3) ダイバーシティ推進に係る実施状況の点検、評価及び改善に関すること。
- (4) ダイバーシティ推進に係る学内各組織間の連絡調整に関すること。
- (5) ダイバーシティ推進に係る情報収集、広報及び啓発活動に関すること。
- (6) その他本部長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第5条 推進本部に、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 学長が指名する理事 1人
- (2) 地域連携推進会議委員から選出された者 1人
- (3) 国際連携担当者連絡会から選出された者 1人
- (4) 学生生活委員会から選出された者 1人
- (5) 研究推進会議委員から選出された者 1人
- (6) グローバル教育支援機構国際教育支援部門留学生ユニット長
- (7) グローバル教育支援機構保健管理部門障がい学生支援室長
- (8) ジェンダー協働推進室長
- (9) 外国人研究者支援室長

(10) 障がい者・高年齢者雇用推進室長

(11) 各学部（第2号から第8号の者が属する学部を除く。）の教員のうちから選出された者 各1人

(12) その他学長が必要と認める者 若干人

2 推進本部に本部長を置き、第1項第1号の者をもって充て、学長が任命する。

3 第1項第2号から第5号、第11号及び第12号の者は、学長が任命する。

4 前項に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、第1項第2号から第5号の者に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第1項に定める者の選出にあたっては、ダイバーシティの推進が図れる体制となるよう配慮するものとする。

（職務）

第6条 本部長は、推進本部の業務を総括する。

2 前条第1項第2号から第12号の者は、本部長の指示に従い、ダイバーシティ推進に関する業務に従事する。

3 本部長に事故があるとき又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

（ダイバーシティ推進本部会議）

第7条 推進本部の運営及び第4条に掲げる業務に関する事項を審議するため、推進本部にダイバーシティ推進本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

2 本部会議は、第5条第1項に規定する者をもって組織する。

（議長）

第8条 本部長は、本部会議を招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるとき又は欠けたときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

（議事）

第9条 本部会議は、構成員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 本部会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（構成員以外の者の出席）

第10条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を本部会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（室の設置及び関連組織との連携）

第11条 推進本部の業務を円滑に実施するため、次の各号に掲げる室（以下「室」という。）を置く。

(1) ジェンダー協働推進室

(2) 外国人研究者支援室

(3) 障がい者・高年齢者雇用推進室

2 前項の各室は、ダイバーシティ推進に関連する学内の各組織と相互に連携を図り、ダイバーシティ推進に関する施策を実施するものとする。

3 第1項で定める各室に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第12条 推進本部の運営に関する庶務は、総務部人事課において処理する。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、本部会議の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月21日）

1. この規則は、平成27年6月1日から施行する。

2. この規則施行後、最初に任命される第5条第1項第2号から第5号、第11号及び第12号に規定する委員の任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則（平成28年7月11日）

この規則は、平成28年7月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年12月28日）

この規則は、平成29年12月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月15日）

この規則は、平成30年5月15日から施行し、平成30年4月1日から適用する。